

国民健康保険制度改革について

国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決し国民健康保険制度を維持していくため、「持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に成立し、これに基づき、平成30年4月から運営の在り方の見直しや財政支援の拡充等を図ることになった。

記

1 都道府県も保険者（別紙 資料1参照）

- (1) 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。
- (2) 区市町村は、地域住民と身近な関係にある中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。

2 国保財政の仕組みを変更（別紙 資料2・3参照）

- (1) 都道府県が区市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額、区市町村に支払う。
- (2) 区市町村は、都道府県が区市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

3 国民健康保険料の賦課・徴収の基本的仕組み（別紙 資料4参照）

- (1) 都道府県は、区市町村ごとの納付金の額及び標準保険料率を算定する。
- (2) 区市町村は、都道府県の示す標準保険料率を参考に、保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。

4 保険料額及び標準保険料率の試算結果

平成 29 年 9 月 20 日に開催された平成 29 年度第 1 回東京都国民健康保険運営協議会で明らかにされた試算結果は、以下のとおりである。

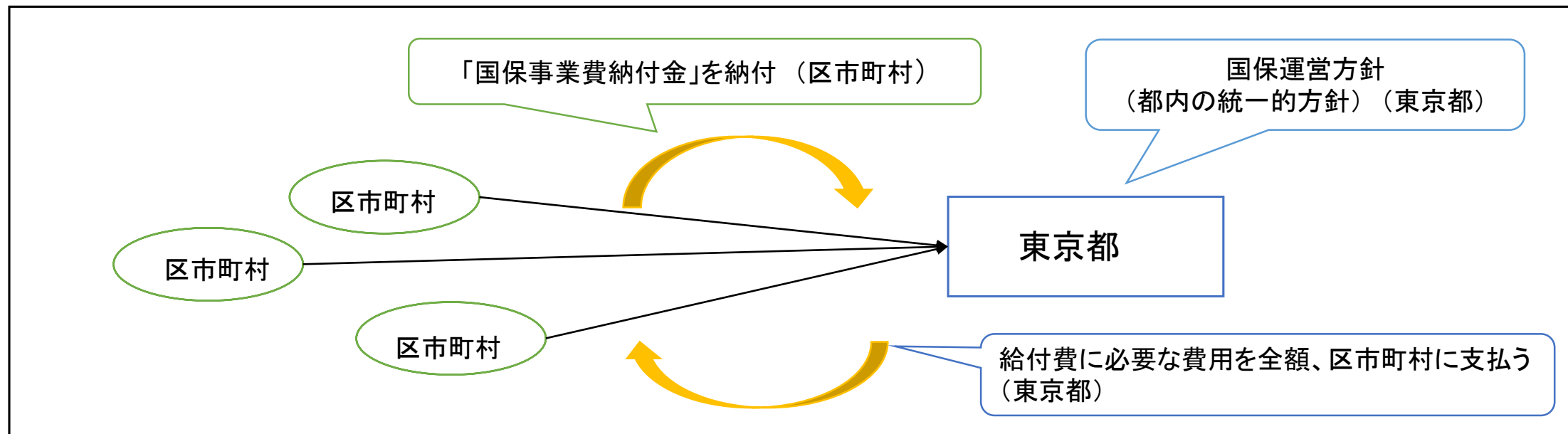
① 平成 29 年度ベースでの 1 人当たり保険料額の試算結果						
	平成 29 年度 試算結果 法定外繰入前 (A)	平成 27 年度 法定外繰入前 (B)	平成 27 年度 法定外繰入後 (C)	伸び率 (A/B)	伸び率 (A/C)	
	板橋区	141,121 円	145,246 円	113,136 円	97.16%	124.74%
② 平成 29 年度ベースでの標準保険料率の試算結果						
	標準保険料率 (2 方式)					
	医療分		後期支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
東京都	7.28%	42,210 円	2.31%	13,192 円	2.07%	15,097 円
板橋区 (現在) (1)	7.47%	38,400 円	1.96%	11,100 円	1.67%	15,600 円
板橋区 (試算) (2)	7.76%	45,007 円	2.44%	13,924 円	2.16%	15,723 円
試算結果 と現在の 料率の差 (2)-(1)	0.29%	6,607 円	0.48%	2,824 円	0.49%	123 円

5 今後のスケジュール

国民健康保険料率については、特別区長会を経て、板橋区国民健康保険運営協議会の答申を受け、条例の一部改正案として平成 30 年第 1 回区議会定例会に提案する。

資料1

国保制度改革の概要



<区市町村の役割> ★は新規項目

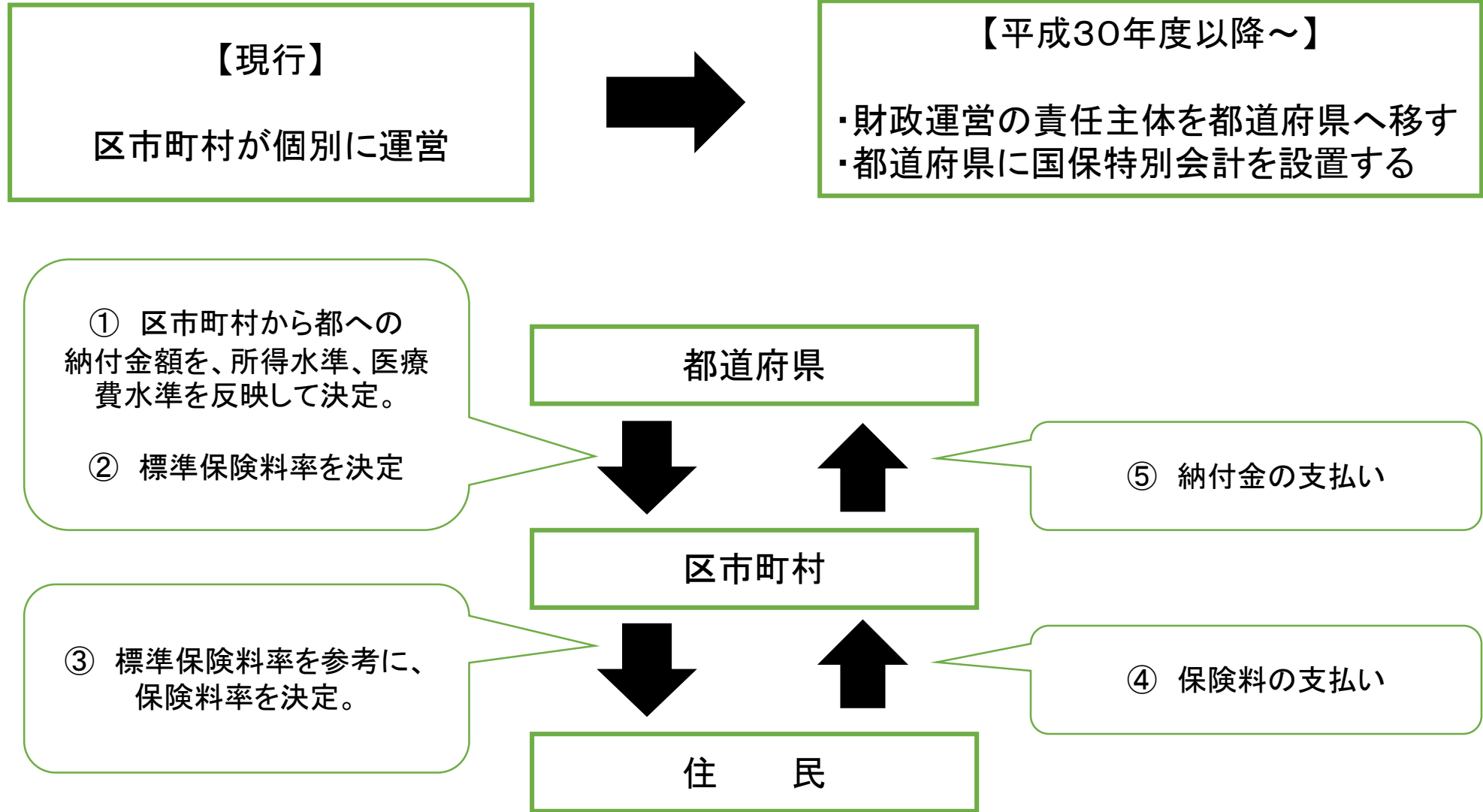
- ★ 都が示す標準保険料率を参考に、区市町村の保険料率を決定、賦課・徴収。
- ★ 都に国保事業費納付金を納付。
- 資格管理(被保険者証の交付)
- 保険給付、保険事業
- 国保特別会計を設置
- 国保運営協議会を設置

<都の役割> ★は新規項目(都は全て新規項目)

- ★ 財政運営責任
 - ⇒ 区市町村ごとの国保事業費納付金を決定
 - ⇒ 区市町村ごとの標準保険料率を設定
 - ⇒ 保険給付に必要な費用を、全額、区市町村に交付
- ★ 国保特別会計を設置
- ★ 国保運営協議会を設置
- ★ 区市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

資料2

平成30年度以降の新制度の仕組み

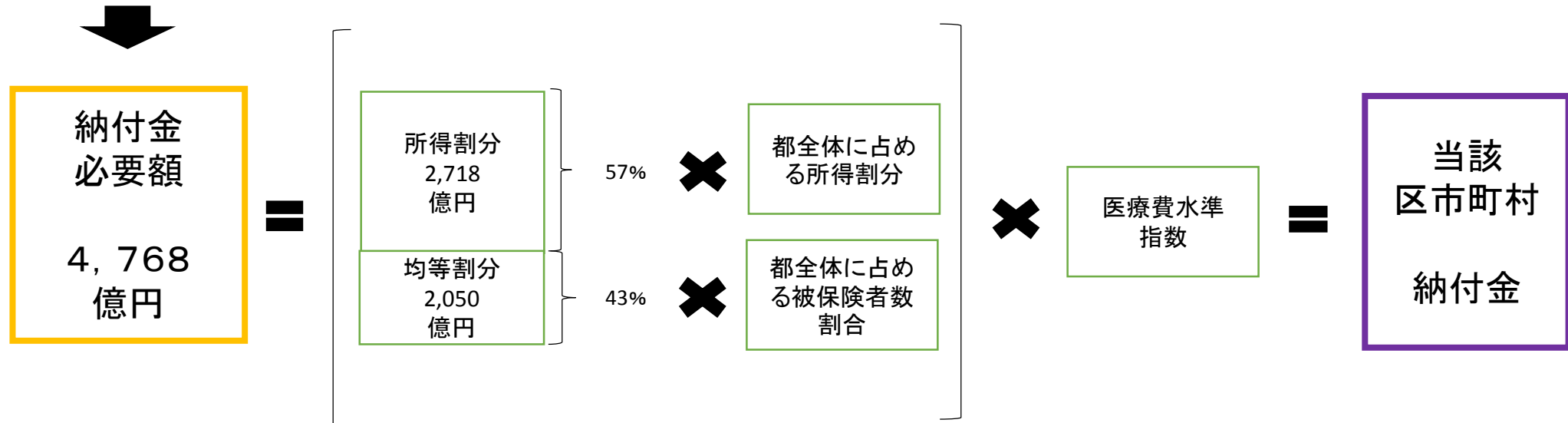
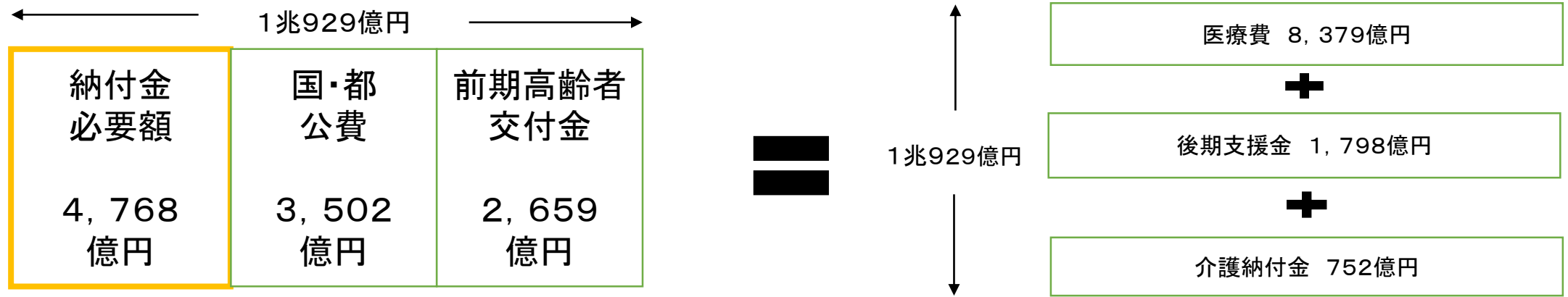


資料3

納付金について

○都道府県は、医療給付費等の見込みを立て、各区市町村の医療費水準と所得水準を考慮し、区市町村ごとの納付金を決定する。

■ 都の納付金必要額(29年度試算)



資料4

標準保険料率について

○都は各区市町村が納付金を賄うために必要な標準保険料率を収納率を考慮し、算定し公表する。区市町村は納付金を納めるため、標準保険料率を参考にして保険料率を決定し、賦課・徴収する。

